

物価高騰対策給付金の支給について

物価・エネルギー価格の高騰の影響が長期化している状況を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯等に対して給付金を支給します。

【 支給対象者 】

令和5年12月1日(基準日)時点で、芸西村に住民登録がある方。

世帯員全員が下記の受給要件に該当する世帯、ただし、世帯の全員が住民税が課されている他の親族などの扶養を受けている世帯を除きます。

【 物価高騰対策給付金（7万円／世帯） 】

令和5年度住民税非課税世帯

- ① 昨年の住民税非課税世帯給付金(3万円)を受給の世帯で、基準日において引き続き受給資格のある世帯には2月中旬に振込予定。
- ② 上記以外の世帯で対象となる世帯については、受給要件を確認して2月末に個別に案内を発送予定。

【 均等割のみ課税世帯 】（10万円／世帯）

- ③ 令和5年度の住民税の均等割のみが課税されている世帯。

【 子ども加算 】（5万円／対象児童1名につき）

- ④ 令和5年度の住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯で平成17年4月2日以降に生まれた児童を扶養している世帯に追加給付。
- ③④とも支給要件を確認して、4月上旬(見込)に個別に案内を発送予定。

※ 本給付金は差押禁止及び非課税の対象となります。

※ 給付金を装った詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。芸西村がATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることは絶対にありません。もし不審な電話がかかってきた場合は、最寄りの警察署が警察相談専用ダイヤル(＃9110)にご相談ください。

【問合せ先】 芸西村役場 総務課 管理係 ☎ 0887-33-2111